

「学校いじめ防止基本方針」

～「いじめ」への予防と対応～

1 いじめの定義

(1) 定義

当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本方針

- ・いじめは絶対に許されないこと
- ・いじめる側が悪い（「いじめられるだけの理由がある」は間違い）
- ・どの学校にもどのクラスにも起こりうる
- ・未然防止は全ての学校・教職員の重要課題である
- ・いじめが確認された場合には、学校として組織を上げて取り組む

2 いじめの構造（4層構造論）



☆仲裁者（止めさせようとする、他の子や先生に伝えるなど）

3 いじめの動機

- ① **仲間求め**（友人〈仲間〉を求めている）
 - ・友人関係をうまく作れない子どもが友人になりたい気持ちをうまく表現できず、相手に受け入れられないような言動をとっている。
 - ② **欲求不満**（欲求不満があり、そのいらいらを晴らしたい）
 - ・いじめている子ども自身が欲求不満を抱えており、その不満を適切に処理できず、いらだちを相手にぶつけている。
 - ③ **反発・報復**（相手の言動に対して反発・報復したい）
 - ・友人の言動に対していらだちや怒りを感じて反発する。
 - ④ **嫉妬心**（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
 - ・自分より学習面や運動面が優れていたり人気があったりする相手をねたむ。
 - ⑤ **支配欲**（相手を思いどおりに支配しようとする）
 - ・相手を思うように動かしたい気持ちが高じていじめる。
 - ⑥ **愉快犯**（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
 - ・いじめ行為が遊び感覚で行われ、おもしろさ・愉快的な気持ちを求める。
 - ⑦ **嫌悪感**（感覚的に相手を遠ざけたい、近寄らせたくない）
 - ・いじめる側が被害を受けている訳ではないが、相手に対する嫌悪感や拒否感から排斥する。
 - ⑧ **同調性**（強いものに追従してしまう、数の多い側に入りたい）
 - ・自分には積極的にいじめる気持ちはないがいじめに加わる。
- （「いじめの心理と構造をふまえた解決の方策」東京都立研究所（平成10年3月）より要約引用）

4 日常の取組と発生時の対応

1 未然防止・早期発見のための日常の取組

- (1) 管理職：学校の方針の明示、いじめを許さない姿勢、情報の授受、保護者等との連携
月例のアンケート調査のまとめと判断、全職員への回覧
- (2) 児童指導担当：
年間指導計画の作成、月例のいじめ・暴力アンケート調査の実施
定期的な職員間の情報交換、要配慮児の確認と対応方針検討

(3) 担任等：

未然防止	早期発見
<p>①学業指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・学びに向かう集団づくり・意欲的に取り組む授業の実施 <p>②道徳教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・道徳性・道徳的実践力の醸成・「とちぎの子どもたちへの教え」 <p>③学級経営の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・望ましい人間関係の構築 <p>④特別活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・主体的・自立的な活動の推進・児童の意見を生かした運営 <p>⑤教育相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・年2回の教育相談機関の活用・必要に応じた教育相談・外部機関との連携 <p>⑥人権教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・人権意識の高揚・年2回の人権教育強化週間・言葉遣い強化週間での指導 <p>⑦学年 PTA などを利用</p> <ul style="list-style-type: none">・児童・保護者への専門家による指導	<p>①情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none">・月例の児童アンケート調査の実施 (自分のこと、友達のこと…) →校長による集計記録と「いじめ」の認定判断・教師自身の観察と記録の累積 (予兆等の把握に注意)・他教師・養護教諭等との情報交換・児童、保護者、地域からの相談等・Q-Uその他の調査の実施と検討・必要に応じた児童との教育相談・保護者懇談の機会の活用・関係機関等(学童、駐在所、教育相談室等)との情報交換・スポーツ少年団指導者からの情報 <p>②情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none">・朝の打合せ、職員会議・学年会での児童情報の確認・校内研修での配慮児等の実態把握・職員室での立ち話など・進級時の引継ぎ等

2 緊急時の組織的対応

(1) 情報の収集と確認 (短期間で実施)

- ① **周囲の児童**からの**情報収集**(「いじめ」とは知られないように)
- ② **アンケートや日記**(担任提出用) などからの情報収集の工夫
- ③ **他の教職員**からの情報収集
- ④ **保護者**への電話等での問合せ(家庭生活の変化の有無など)
- ⑤ **担任を中心とした関係教職員による情報交換の実施**

(2) 管理職への報告と児童指導(いじめの防止等の対策のための組織)委員会の開催

① 必要資料の準備

- ・いじめられている児童の氏名(年組)
- ・いじている児童の氏名(年組)…複数の場合は全員
- ・いじめの状況(日時、場所、人数、いじめの態様や集団の構造等)
- ・いじめの動機や背景(状況から推測される場合も含む)
- ・いじめられている児童といじている児童の言動や特徴
- ・保護者や教職員が有する情報
- ・周囲の児童の状況等

- ↓
- ・校長
 - ・教頭
 - ・教務主任
 - ・児童指導主任
 - ・学級担任
 - ・学年主任
 - ・養護教諭
 - ・関係職員
 - ・特別支援担当
 - ・その他の職員
 - ・スクールカウンセラー

② 対応策の検討と留意事項の確認(留意点)

- ・多角的にいじめの原因や対応の在り方等について検討
- ・全校を挙げて分掌組織を機能させながら取り組む
- ・調査や指導・援助等は**チームを組んで組織的に対応**する

(3) 方針に沿った指導・援助の実施

ア 子どもへの対応

A 被害児童へ：精神的苦痛を共感的に理解する＋必ず守り抜く姿勢を示す
本児のよさや持ち味に気付かせ、自信を持たせる

- ①心のケアを図る。
 - ・心情の理解＋「絶対守る」学校的意思を伝える＋各場面での安全確保に努める
- ②今後の対策について共に考えていく。
 - ・本人の意思を尊重しつつ、解決するための方法を話し合っ決めていく
 - ・決定したことを基に対応する（←長期的な観察と支援＋「委員会」の開催等）
 - *全職員で対応策等について共通理解を図り、全校職員で支援する
（役割分担を考え、迅速に対応する）※強引に解決を図ろうとしないこと
 - *保護者との連携を図り、対応策を十分に説明して理解を得る
- ③活躍の場や機会を設定し、認め、励ます。
 - ・目標を設定させ、努力する家庭で認め、励ます→達成感や充実感の付与

B 加害児童へ：人権に関わる重大な問題で決して許さないという毅然とした態度
加害児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることが出来るよう指導

- ①いじめの事実を確認する。
 - ・冷静かつ客観的に事実と経過を確認する
 - *複数でいじめている場合は複数の教師で分担し、同時進行で確認していく
- ②いじめの背景や要因の理解に努める。
 - ・理由や動機、背後のストレスや不信感等を把握するようにする
 - ※当該児童が持つ課題はいじめの問題とは別にして指導する。←「理由」があるから「いじめてよい」ということにはならないことをしっかり教える
- ③いじめられている子の苦しみや心の痛みに気付かせる。
 - ・相手の苦悩を理解させ内面に迫る指導を行う
 - *急ぎ過ぎないようにし、更なるいじめに繋がらないように留意する
- ④今後の生き方を考えさせる。
 - *本人が否定している場合は、幾度か教員間で会議を開き、対応の方針を確認しつつ、言葉遣いに配慮しながら威圧的にならないように指導する。

C 周りの児童へ：そのまま見ていたことの問題点を教え、自ら解決する力を育てる

- ①自分の問題として捉えさせる。
 - ・いじめを無くすために自分が出来ることを考えさせる。
 - ・黙って見ている、見て見ぬふりをするのもいじめと同様であることを教える
- ②望ましい人間関係づくりに努める。
 - ・特別活動の時間を活用し、互いに認め合い尊重し合う人間関係づくりを進める
 - ・道徳や学級活動の時間で正義・勇気・思いやりの内容を扱い、指導する
- ③自己有用感が味わえる学級づくりに努める
 - ・一人一人が活躍できる場を意図的・計画的に設定し、誉める機会を増やす
 - ・班活動、係活動等で学級の一人としての役割を担うことで有用感を感じさせる

イ 被害児童保護者への対応 ←複数の教師で対応

A 保護者からの相談：じっくり話を聞く＋学校が全力で守ることを伝える

子どもとのコミュニケーションを大切にするよう依頼する

B 学校で発見した場合：概要と今後の対応方針を丁寧に説明する

保護者の気持ちや考えを尊重しつつ今後の方針など話し合う

ウ 加害児童保護者への対応

- ①保護者と面談し、確認した事実を丁寧に説明する。
- ②いじめは誰にでも起こり得ること、被害者にも加害者にもなり得ることを伝える。
- ③加害児童の気持ちや保護者の心情に配慮しながら話す。
- ④加害児童の行動が変わるように学校で指導すると共に保護者の協力を依頼する。
- ⑤問題が完全に解決するまで連絡をとりつつ、最後まで丁寧に見守ることを話す。
- ⑥気付いたこと、心配なこと、見られた変化などを学校に連絡くれるよう依頼する。

重大案件 ①加害児童が幾度も同様のことを繰り返す、反省しないなどの場合には「出席停止」の措置の判断をする。→市教育委員会との相談、連携（危機管理マニュアルのNo.40参照）
②児童が自殺を企図、重い傷害、金品等の被害、心身の異常発現
→市教委への報告（①電話での報告と②文書報告等）＋警察との連携（市教委と相談）